

## 京都府立医科大学附属図書館長選考規程

昭和 52 年 6 月 9 日

京都府立医科大学訓令第 9 号

改正 昭和 63 年 12 月 27 日訓令第 12 号

平成 4 年 12 月 25 日訓令第 8 号

京都府立医科大学附属図書館長選考規程を次のように定める。

### 京都府立医科大学附属図書館長選考規程

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 4 条、第 8 条及び第 25 条の規定に基づき、京都府立医科大学附属図書館長（以下「図書館長」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 図書館長の選考は、教授会において本学教授のうちから選考し、学長がこれを決定するものとする。

第 3 条 図書館長は、本学教授の兼職とし、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げないが、引き続き 4 年を越えることはできない。

第 4 条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、その旨を教授会に報告し、教授会は図書館長候補者の選考を行うものとする。

- (1) 図書館長の任期が満了するとき。
- (2) 図書館長が辞表を提出し、学長がこれを受理したとき。
- (3) 図書館長が欠員となったとき。

2 前項の規定による選考は、同項第 1 号に該当する場合にあっては任期満了の 1 箇月前までに、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合にあってはその事由が生じた時から 1 箇月以内に完了するものとする。

第 5 条 図書館長候補者の選考は、次の手続きによるものとする。

- (1) 教授会は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは、教授会構成員の中から 4 名の選考委員を 4 名連記無記名投票により選出するものとする。
- (2) 学長は、前号の規定により選出した選考委員とともに選考委員会を組織し、その議長となる。
- (3) 選考委員会は、その審議に基づき 2 名の図書館長候補者を選定し、教授会に推薦するものとする。
- (4) 教授会は、前号の規定により推薦のあった図書館長候補者につき、単記無記投票によって図書館長候補者を定める。この場合に得票同数のときは、議長がこれを決定する。

第 6 条 図書館長が、京都府立医科大学教授会規程（昭和 52 年京都府立医科大学訓令第 2 号）第 6 条の規定により教授会構成員の員数から除外された場合は、教授会の議を経て、図書館長代理を置くものとする。

### 附 則

1 この訓令は、昭和 52 年 6 月 9 日から施行する。

2 この訓令施行の際に、現に図書館長の職にある者は、この訓令に基づいて選考されたものとみなし、その任期は、第3条の規程にかかわらず昭和52年7月16日までとする。

付 則(昭和63年12月27日訓令第12号)抄

1 この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

付 則(平成4年12月25日訓令第8号)

この訓令は、平成5年1月1日から施行する。